大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定

（趣旨）

第１条　本協定は、大阪府（以下「府」という。）、府内全ての市町水道事業体及び大阪広域水道企業団（以下「水道事業体」という。）が、地震、風水害等による水道災害及び水道にかかる事故発生時における情報共有及び支援体制の構築を目的として、関係者が取り組む事項を定めるものである。

（対象）

第２条　次の場合において、府及び水道事業体は、本協定に基づき情報共有を行い、支援体制を組織する。

（１）府域において震度５（弱）以上の地震が発生したとき

（２）その他の自然災害及び事故等により当該水道事業体が他の水道事業体の支援を必要と判断したとき

（連絡体制）

第３条　前条の場合、当該水道事業体は府及び(公社)日本水道協会大阪府支部（以下「日水協府支部」という。）に報告する。

２　府は、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置するとともに、日水協府支部、国土交通省近畿地方整備局、その他関係機関と必要な情報共有及び支援体制の構築を行う。

（応急活動）

第４条　水道事業体は、日水協府支部の定めるところにより、相互に協力し被災住民への応急給水、水道施設の応急復旧等の応急活動を行う。

（情報交換）

第５条　府及び水道事業体は、災害時の対策や大規模な事故等想定される危機について相互に協力し、平時から情報交換を行う。

（訓練等）

第６条　府及び水道事業体は、平時から防災対策や災害対応のための支援及び受援体制の整備に努めるとともに、本協定に基づく災害対応訓練を行う。

（実施要領）

第７条　本協定に基づく具体的な情報共有及び支援の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、府及び水道事業体で協議する。

（協定の効力）

第９条　本協定の締結は、全ての水道事業体から府への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

２　本協定締結に伴い、大阪広域水道震災対策相互応援協定は廃止する。

令和６年４月26日

大阪府健康医療部長　西野　　誠